

「便所、駐車場及び劇場等の客席に係る整備基準の見直し案」

について県民の皆さんのご意見・ご提案を募集しています

兵庫県では、福祉のまちづくりを推進するため、学校や病院、劇場など一定規模の施設の建築等を行おうとする者が遵守すべき整備基準を福祉のまちづくり条例及び福祉のまちづくり条例施行規則（以下「条例等」という。）に定め、誰もが安全かつ快適に利用することができる施設の整備を促進しています。

今般、国においていわゆるバリアフリー法に基づく整備基準が見直されることを踏まえ、条例等で定める整備基準を見直すこととし、条例等の改正案の概要を公表し、県民の皆さまからご意見・ご提案を募集いたします。

いただいたご意見等は、条例等の改正に当たり参考とさせていただくとともに、ご意見等の概要とこれに対する県の考え方を、兵庫県議会に上程した条例等とともに、発表させていただきます。

1 詳しい資料の閲覧方法

(1) インターネット

兵庫県庁ホームページ（まちづくり部都市政策課のページ）に掲載しています。
アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/r7hukumatijoureikaisei.html>

(2) 県民情報センター及び地域県民情報センター

ア 県民情報センター（神戸市中央区下山手通5丁目10-1）

- ・令和6年12月19日（木）から令和6年12月27日（金）まで 県庁2号館12階（法務文書課）
- ・令和7年1月6日（月）から令和7年1月8日（水）まで 県庁1号館1階

イ 各地域県民情報センター（神戸を除く各県民局・県民センター内）

(3) 郵送

送付をご希望の方は、宛先（送付先）を記入し、140円の郵便切手を貼った定形外封筒を下記の提出先まで送付してください。

なお、お送りする資料は条例等の改正案の概要のみであり、その他の参考資料はお送りできませんので、ご了承ください（県民情報センター及び地域県民情報センターでは、参考資料を含めて全ての資料をご覧いただけます。）

2 ご意見・ご提案の提出

(1) 受付期間

令和6年12月19日（木）から令和7年1月8日（水）まで [必着]

(2) 提出方法

- ・記載様式は自由です（よろしければ、裏面の様式をご利用ください）。
- ・提出いただいたご意見等の内容確認のため、こちらから照会させていただく場合があります。住所（所在地）、氏名（団体名）及び電話番号のご記入をお願いします。
- ・下記の提出先まで、電子メール、FAX又は郵送により送付してください。なお、お電話でのご意見等の提出は、ご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県まちづくり部都市政策課都市政策班
電話：078-362-4298 FAX：078-362-9487
電子メール：toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp



「便所、駐車場及び劇場等に設ける客席のバリアフリー整備基準案」についてのご意見・ご提案

--

※1枚で書ききれない場合は、どのような用紙をお使いいただいても結構です。

住所 〒	
氏名	電話番号

送付先	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県まちづくり部都市政策課都市政策班 FAX：078-362-9487 E-mail：toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
-----	--

